

新	旧
<div data-bbox="470 252 1086 379" style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 厚生省発医第117号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政〇第〇号 令和〇年〇月〇日 </div> <p style="text-align: center;">医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、<u>(21)</u>、<u>(22)</u>、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>3 (1)～3 (10) (略)</p> <p>3 (11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業 平成16年3月31日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」に基づき私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を除く。）が開設する医療施設が行う臨床研修病院支援システム設備整備事業</p> <p>(12)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u> <u>平成22年3月31日医政発0331第17号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う<u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u> イ 次に掲げる者が行う<u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u>に対し、都道府県が補助する事業</p>	<div data-bbox="1467 252 2083 379" style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 厚生省発医第117号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政0119第8号 令和6年8月6日 </div> <p style="text-align: center;">医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>3 (1)～3 (10) (略)</p> <p>3 (11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業 平成16年3月31日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」に基づき私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センターを除く。）が開設する医療施設が行う臨床研修病院支援システム設備整備事業</p> <p>(12)～(16) (略)</p> <p>(17) 死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業 <u>平成27年4月9日医政発0409第23号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業 イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業</p>

<p>(ア) (イ) (略)</p> <p>(18) ~ (21) (略)</p> <p><u>(22) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u> <u>令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</u> <u>ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u> <u>イ 診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に対し、都道府県が補助する事業</u> <u>なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。</u></p> <p>(交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次の(1)から<u>(6)</u>により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ~ (16) (略) (17) ア 都道府県が行う<u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u> (18) ~ (21) (略) <u>(22) ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u> ア、イ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ~ (16) (略) (17) イ 都道府県が補助する<u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u> (18) ~ (20) (略) ア、イ (略)</p>	<p>(ア) (イ) (略)</p> <p>(18) ~ (21) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次の(1)から<u>(5)</u>により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ~ (16) (略) (17) ア 都道府県が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業 (18) ~ (21) (略) <u>(新規)</u> ア、イ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ~ (16) (略) (17) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業 (18) ~ (20) (略) ア、イ (略)</p>
--	--

(5) (略)

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(22) イ 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額(アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2分の2から2分の1の範囲とする)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

(5) (略)

(新規)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
(略)						(略)					
へき地巡回診療車(船)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地巡回診療車(船)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)				
	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)				
	歯科巡回診療車	1台当たり 20,000千円	歯科巡回診療用自動車及び診療車に積載する歯科医療機械器具購入費 (例) 歯科用ユニット、デジタルX線装置、オートクレープ、歯科用コンプレッサー、その他診療に必要な機械器具		(略)		次に掲げる機械器具を装備した歯科巡回診療用自動車購入費 卓上型ユニット、歯科治療台、歯科用コンプレッサ一、キャビネット、煮沸消毒器、その他診療に必要な機器				
(略)						(略)					
遠隔医療設備	(略)	1か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1～2 (略)	(略)	(略)	(略)	遠隔医療設備	(略)	1か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1～2 (略)	(略)	(略)	(略)
		3 遠隔手術指導 5,580千円						(新規)			
(略)						(略)					

解剖・ 診断等設備 死亡時画像	医療機器 等整備費	1 か所当たり 1 (略) 2 解剖室等 設備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖や死亡 時画像診断、 <u>薬毒物検査</u> の実 施に必要な <u>設備及び</u> 医療機器 購入費（解剖台、薬物検査機 器、CT、MRI 等）	(略)	(略)	死亡時 画像診断 システム等設備	医療機器 整備費	1 か所当たり 1 (略) 2 解剖室設 備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖の <u>実施 に必要な設備および</u> 死亡時画 像診断 <u>又は死体解剖</u> の実施に 必要な医療機器購入費（解剖 台、薬物検査機器、CT、MRI 等）	(略)	(略)
	(略)						(略)				
新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関設備)	病床確保 に係る 協定締結 医療機関	(1) (略) (2) 検査機器 (PCR 検査装 置、 <u>等温遺 伝子増幅装 置</u>) の場合 1 台当たり 9,350 千円 (3) (略)	病床確保に係る協定締結医療 機関として必要な簡易陰圧装 置、検査機器 (PCR 検査装 置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u>)、 簡易ベッドの購入費	(略)	(略)	新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関設備)	病床確保 に係る 協定締結 医療機関	(1) (略) (2) 検査機器 (PCR 検査装 置) の場合 1 台当たり 9,350 千円 (3) (略)	病床確保に係る協定締結医療 機関として必要な簡易陰圧装 置、検査機器 (PCR 検査装 置)、簡易ベッドの購入費 <u>(ただし、新規購入及び増設 する場合に限る。)</u>	(略)	(略)
	発熱外来 に係る 協定締結 医療機関	(1) 検査機器 (PCR 検査装 置、 <u>等温遺 伝子増幅装 置</u>) の場合 1 台当たり 9,350 千円 (2) (3) (略)	発熱外来に係る協定締結医療 機関として必要な検査機器 (PCR 検査装置、 <u>等温遺伝子 増幅装置</u>)、簡易ベッド、 HEPA フィルター付き空気清浄 機 (陰圧対応可能なものに限 る。) の購入費	(略)	(略)		発熱外来 に係る 協定締結 医療機関	(1) 検査機器 (PCR 検査装 置) の場合 1 台当たり 9,350 千円 (2) (3) (略)	発熱外来に係る協定締結医療 機関として必要な検査機器 (PCR 検査装置)、簡易ベッ ド、HEPA フィルター付き空気 清浄機 (陰圧対応可能なもの に限る。) の購入費 <u>(ただし、新規購入及び増設 する場合に限る。)</u>	(略)	(略)

おける診療所の承継・開業支援事業 重点医師偏在対策支援区域に	<u>医療機器等整備費</u>	<u>1か所当たり 16,500千円</u>	<u>診療所として必要な医療機器等購入費</u>	<u>3分の1</u>	<u>二</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
	5～10 (略)										
第1号様式～第8号様式 (略)						第1号様式～第8号様式 (略)					